

自主的避難等対象区域（郡山市）に所在する幼稚園を運営する学校法人である申立人が、放射性物質に汚染されたことを理由に幼稚園内の遊具（木製とりで、半丸太ベンチ、砂場枠等）を交換したことについて、交換前の遊具に経年劣化があったことも考慮した上で、交換に要した費用から交換に伴い支給された補助金を控除した残額の一部が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人学校法人 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

- （1）追加的費用（放射能汚染対策費用）
- （2）本件和解仲介手続に関する弁護士費用

#### 2 期間

- （1）について 平成25年8月30日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金261,002円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- （1）追加的費用（放射能汚染対策費用） 253,400円
- （2）本件和解仲介手続に関する弁護士費用 7,602円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1の第1項記載の損害項目（同第2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年11月24日

（仲介委員 秋定和宏）